**障害者の雇用状況申立書兼誓約書**

　　　　年　　月　　日

明石市長　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

**２０２５年６月１日現在**で、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第４３条第７項の規定に基づく障害者の雇用に関する状況を報告する義務がないものであり、下記の者を労働者として雇用していることに相違ないことを誓約します。

記

**１　対象とする障害者**

障害者雇用促進法第２条の規定に掲げるもののうち、以下の①～⑤のいずれかを労働者として雇用

　①身体障害者

　②重度身体障害者

　③知的障害者

　④重度知的障害者

　⑤精神障害者

ただし、①及び③については、一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者を除く。

※この申立書兼誓約書は、障害者雇用促進法第４４条、４５条、４５条の２、４５条の３に規定する「子会社」、「関係会社」、「関係子会社」、「特定事業主」でないものが対象です。